

令和8年第3回（6月）定例会

令和8年6月19日（金）午前9時00分から和木町役場議事堂において、第3回和木町議会定例会を再開する。

○出席議員（10名）

1 番	三分一 淳	
2 番	明 本 光 弘	
3 番	津 島 宏 保	
5 番	嘉 屋 富 公	
6 番	上 田 丈 二	
7 番	中 村 充 子	
8 番	灰 岡 裕 美	
9 番	小 林 秀 嘉	
10 番	森 脇 明 美	副議長
11 番	兼 本 信 昌	議長

○説明のため出席した者

町 長	坂 本 啓 三	
副 町 長	山 下 純 二	
企画総務課長	松 井 敏 浩	
税 務 課 長	池 田 剛	
住民サービス課長	上 村 克 司	
都市建設課長	片 山 博 和	
保健福祉課長	渡 邊 真 奈 美	
教 育 長	重 岡 良 典	教育委員会
事 務 局 長	鳥 枝 靖	〃

○会議に従事した職員

事 務 局 長	田 尾 恵
書 記	中 島 芽 生 子

令和8年第3回（6月）定例会

開 議	会 長	9時00分 おはようございます。これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。
議	長	日程第1 議案第18号 令和8年度和木町一般会計補正予算（第1号） これを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声）
議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
議	長	議案第18号 令和8年度和木町一般会計補正予算（第1号）について 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。 すいませんもう一度お願いします。 全員挙手。
議	長	したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第2 議案第19号 令和8年度和木町介護保険特別会計補正予算（第1号） これを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声）

議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
議	長	議案第19号 令和8年度和木町介護保険特別会計補正予算（第1号）について 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第3 議案第20号 令和8年度和木町一般会計補正予算（第2号） これを議題とします 執行の説明を求めます。 松井企画総務課長。
松井企画 総務課長		議案第20号 令和8年度和木町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。 補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ314万6千円を追加し、総額を45億9,227万7千円とするものでございます。 今回の補正予算の主な内容でございますが、歳出では、和木町斎場に雨漏りが発生したことから、防水のための工事費の追加を、歳入では、この工事に充当するため、公共施設等総合管理基金繰入金増額の増額をご提案するものでございます。 それでは第1表 歳入歳出予算補正の2ページ歳出からご説明申し上げます。 費目ごとの詳細は9ページからとなります。

令和8年第3回（6月）定例会

款4 衛生費の補正（314万6千円）は、斎場収骨室に雨漏りが発生したため屋上に防水シートを敷設するため、工事費を追加するものでございます。

続きまして、1ページの歳入についてご説明申し上げます。

費目ごとの詳細は、7ページからとなります。

款19 基金繰入金（314万6千円）は、先程歳出でご説明いたしました斎場の工事費に充当するため、公共施設等総合管理基金繰入金を増額するものでございます。

以上で議案第20号の説明を終わります。

議長 議案第20号について、質疑を許します。
質疑はありませんか。
三分一淳議員。

三分一議員 はい、今説明いただいた歳出の件、9ページになりますけれども、斎場屋上防水工事これが雨漏りということなんですが、この雨漏りというのは総合的にいろんなことが考えられるんですが、この特定が難しいと思うんですけども、この検討もしくはどのように対応されたかお伺いします。

議長 上村住民サービス課長。

上村住民サービス課長 お答えいたします。実はですね、今、議員おっしゃられましたように、まずはですね5月の中旬頃1回部分的な改修をしております。それではですね、ちょっと解消できなかったということで今回もう少し広い範囲、母屋から1段下がったところが雨漏りしてるんですけど、その1段下がった屋上全体をですね、改修するものになります。

議長 いいですか。はい。

議長 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑がないようですので、質疑を終結し討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、
採決に入ります。

議長 議案第20号 令和8年度和木町一般会計補正予算（第2号）
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4 議案第21号 和木町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
これを議題とします。執行の説明を求めます。
池田税務課長。

池田税務課長 議案第21号 和木町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本条例は、固定資産税の減免規定を設け、企業誘致、並びに施設の拡充を促進することにより、町の経済活性化と雇用機会の創出を図ることを目的とする制度でございます。

令和8年第3回（6月）定例会

制度の概要でございますが、地域再生法に基づき県の認定を受けた事業者が、本社機能の移転や拡充のため、家屋、償却資産、土地を新た設置あるいは増設、取得した場合、地方税法第6条第2項の規定により、3年間固定資産税の税率について減免措置を講じるものでございます。

今回の改正点について、ご説明します。

新旧対照表をご覧ください。

地方税法の特例措置の延長に伴い、本条例の根拠となります地域再生法が一部改正されたことに基づき、本条例の適用期限も2年間延長し、令和10年3月31日とするものでございます。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

議 長

議案第21号について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

上田丈二議員。

上 田 議 員

はい、この条例なんですけれども、和木町地方活力向上における固定資産の税の一部を延長するっていうことなんですけど、令和10年3月31日まで2年間延長するっていうことで、企業の増設、新築、に寄与するっていうことで企業に対して延長とか活力を受ける形で非常にいい形だと思っているんですけど。この事業の企業の方が、この制度を設けるため、得るための申告ですね、これをいつどこにすればよいのかちょっと教えていただきたいと思うんですけど。

池 田
税 務 課 長

はい。

議 長

池田課長。

池 田
税 務 課 長

はい、まず最初に県の認定を受けてもらう必要がございます。その後に和木町の方に申請をしていただいて、固定資産

令和8年第3回（6月）定例会

税の基準日が1月1日となっております。翌年に固定資産税の課税をいたしますので、1月1日から申請があったその翌年の4月1日からの課税となります。 以上です。

議 長 よろしいですか。
他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第21号 和木町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 報告第10号 議会改革特別委員会報告について

委員長の報告を求めます。

灰岡裕美委員長。

灰岡委員。

灰岡議員

議会改革特別委員会委員長報告 委員長 灰岡裕美、副委員長 上田丈二、委員 森脇明美、嘉屋富公、津島宏保、明本光弘。

令和7年9月に設置されました、議会改革特別委員会における議員定数及び議員報酬に関する調査並びに検討が終了いたしましたので、ご報告申し上げます。

本委員会は6人で構成され、これまで特別委員会を9回開催し、慎重に調査、検討を行ってきました。

和木町議会議員の定数につきましては、昭和58年に18人から16人、平成10年に16人から14人、平成19年に14人から10人に削減され、現在の10人に至っております。

また、議員報酬月額21万6千円は、平成10年から28年間据え置かれており、議員定数が16人から10人に削減された現在も改定されておられません。

この間、山口県の最低賃金は、平成10年623円、令和8年1043円と67%上昇しております。

さらに本町職員の大学卒の初任給は、平成10年17万4200円、令和7年22万7500円と30%上昇しており、この28年間で大きく推移しております。

「議員のなり手不足」については、令和5年の統一地方選挙で33%の町村が無投票となり、そのうち20町村においては立候補者が定数割れとなりました。本町でも平成19年と平成31年が無投票選挙となっております。

議員は社会保険の適用対象外であり、厚生年金や退職金の制度もない状況で、若い世代や女性など、多様な人材が議会に進出しやすい経済的な活動基盤を確保する為に、報酬の見直しは必要だと考えます。

現在、全国町村議会議長会では、全国的に「議員のなり手不足対策」及び議会への多様な人材の参画に関する重点要望として、報酬の引上げに取り組んでおります。近隣の広島県や島根県、鳥取県では、県単位の取組みにより、町村議会議員の報酬が引上げられております。

令和8年第3回（6月）定例会

また、同じ議員活動をする町村議会議員の報酬が、予算規模や人口等の差だけで、市議会議員の2分の1程度（例えば岩国市議会44万円、大竹市議会37万5千円）であることに違和感を覚えます。

過去28年間一度も改定されていないということは、物価の水準や最低賃金の上昇を考慮すれば、議員報酬の実質価値は下がっております。

議員の活動範囲は、和木町議会基本条例の制定とともに拡大し、議会に出席することだけではなく、議会前の情報収集や、町民からの要望、相談等は増えていると考え、委員全員の活動量の実態調査を行いました。その結果、委員一人当たりの平均値は、議会関係のみで年間97日、住民との懇談についても増えております。

また、議会基本条例第5条「議会の町民に対する責務」に基づき、毎年議会町づくり懇談会を開催し、町民が安心して暮らせる町づくりに寄与することができるよう取り組んでおります。

議員定数が14人であった平成10年当時は、自営との兼業で議員を務めていた議員が多数を占めておりましたが、現在の議員は、ほとんどが議員を専業で行っております。

今後、各常任委員会、議会運営委員会では、定例会の期間以外での活動を活発に行うとともに、より専門性を高めるため、議会改革を進めていきたいと考えております。

今回町民の皆さまからいただいたアンケートや、これまでの議会町づくり懇談会の結果を活かして、本特別委員会で協議を重ねた結果、今後議会として活動量の増加と、町民から負託された議員の役割を果たしていくことは、町政の課題と向き合う上で必要不可欠と考えます。

よって、議員報酬の見直しは必要と判断し、原価方式で算定した金額を取るという少数の意見もありましたが、話し合いを重ねた結果、議員報酬を現行額から4割増となる、30万2400円に増額することが適正だと判断いたしました。

令和8年第3回（6月）定例会

報酬見直しの時期につきましては、議員活動に専念できる環境を整え、幅広い人材の確保を図るため、令和9年4月1日施行を前提に、来年4月の改選前を要望します。

なお、議員定数のあり方については、慎重に審議の結果、現状維持が妥当との判断に至りました。

議員定数の見直しは、研究課題として今後も検討を重ねていくことにいたしました。

以上をもって、本特別委員会の目的を達成されたものとし、本報告をもって委員会活動を終了させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 特別委員会の皆様には、議員定数と議員報酬適正化に向け熱心な議論を重ねていただきました。改めて感謝申し上げます。お疲れ様でした。

議長 日程第6 議員派遣についてこれを議題とします。

議長 おはかりします。
議員派遣の件については、お手元に配布してありますとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

議長 異議なしと認めます。

議長 したがって、議員の派遣については、お手元に配布してありますとおり派遣することに決定しました。

令和 8 年第 3 回（6 月）定例会

- | | | |
|---|---|--|
| 議 | 長 | 日程第 7 特定事件の付託について
各常任委員会及び議会運営委員会には、お手元に配布してありますとおり、次の定例会まで引き続き特定事件の調査研究を付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。 |
| | | （「異議なし」の声） |
| 議 | 長 | 異議なしと認めます。 |
| 議 | 長 | したがって、各常任委員会及び議会運営委員会には、次の定例会まで特定事件の調査研究を付託することに決定いたしました。 |
| 議 | 長 | 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。 |
| 議 | 長 | おはかりします。
これで、令和 8 年第 3 回和木町議会定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。 |
| | | （「異議なし」の声） |
| 議 | 長 | 異議なしと認めます。 |
| 議 | 長 | これをもちまして、令和 8 年第 3 回和木町議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。 |

閉 会 9 時 2 1 分